

## 令和3年第8回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年8月11日（水）  
開会時刻：10時22分 閉会時刻：11時38分
2. 早島町役場 2階第一会議室
3. 出席委員  
11名
4. 欠席委員  
1名
5. 傍聴人数  
なし
6. 議事日程  
議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について  
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出について
7. 農業委員会事務局員  
3名

事務局長（●● ●●君）

ただいまから、令和3年第8回農業委員会を開催いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員11名、欠席委員1名でありますので農業委員会等に関する法律第21条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、農地利用最適化推進委員の辞令交付を行います。●● ●●委員と●● ●●委員は議長席までご移動ください。

#### 【順次辞令交付】

事務局長（●● ●●君）

ありがとうございました。ここで委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いします。

#### 【委員自己紹介】

事務局長（●● ●●君）

ありがとうございました。事務局員の紹介もさせていただきます。

#### 【事務局員自己紹介】

事務局長（●● ●●君）

それでは、このメンバーで3年間やっていけたらと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。以降の議事進行は●●会長によろしくお願いいたします。

議長（●● ●●君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（●● ●●君）

それでは、議事録署名委員は、1番の●● ●●委員、2番の●● ●●委員にお願いします。よろしくお願いします。

【両委員了承】

議長（●● ●●君）

それでは、日程1の議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案第21号を説明するにあたり、関連する案件である報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出についてを先に説明させていただきます。

議案書14ページをご覧ください。報告第10号・番号1について、早島町前潟●●●●番地●にお住いの●● ●●さんが早島町早島●●●●番地の●● ●●さんの農地を相続により所有権を取得したことによる届出となっております。届出に係る農地は早島字太宰●●●●番●、地目が畑、面積が261㎡、前潟字西ノ内●●●●番、地目が田、面積が1,578㎡、前潟字西ノ内●●●●番●、地目が田、面積が1,835㎡、前潟字西ノ内●●●●番●、地目が田、面積が1,782㎡、前潟字西ノ内●●●●番、地目が田、面積が1,361㎡、前潟字西ノ内●●●●番、地目が田、面積が1,234㎡、前潟字西ノ内●●●●番、地目が田、面積が1,331㎡で、合計7筆、9,382㎡です。位置図は15ページと16ページです。

議案書2ページへお戻りください。報告第10号の届出と同日付で、相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願が提出されました。この適格者証明は、農業を営んでいた個人から相続等により農地等を取得し、引き続き農業を営む場合には、一定の要件のもとに、相続税の全部または一部の納税が猶予される

ことに伴い、税務署への申告の際に、農業委員会の証明する適格者証明書が必要になるため、農業委員会の証明を求めるものです。

議案第21号番号1について、証明に係る農地は前潟字西ノ内●●●●番●の一部、地目が田、面積が1,745㎡、前潟字西ノ内●●●●番●、地目が田、面積が1,782㎡、前潟字西ノ内●●●●番●、地目が田、面積が1,361㎡、前潟字西ノ内●●●●番●、地目が田、面積が1,234㎡、前潟字西ノ内●●●●番●、地目が田、面積が1,331㎡で、合計5筆、7,453㎡です。位置図は16ページで、※印がついている農地が対象です。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を5番 ●● ●●委員からよろしくをお願いします。

5番（●● ●●君）

先日この水田を見に行っただけですが、全ての田が耕作されております。この近辺で● ●委員が耕作をされているのですが、この田は毎年綺麗に耕作されていると確認していただいておりますので問題なかろうかと思えます。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第21号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第21号・番号1は承認されました。

議長（●● ●●君）

続きまして、日程2の議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、番号1について、2番 ●● ●●委員は利害関係人でありますので、●●委員には一時退室を求めます。

【●●委員退室】

議長（●● ●●君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書3ページをご覧ください。議案第22号・番号1について、権利の種類は使用貸借権の設定です。農地の所在は前潟字拾壺ノ割●●●番●、地目が田、面積が267㎡で、農地区分は第3種です。貸主は早島町早島●●●番地にお住いの●● ●●さん、借主は岡山市南区宮浦●●●●番地にお住いの●● ●●さん、早島町早島●●●●番地●●●にお住いの●● ●●さんです。転用目的は自己専用住宅で、申請事由は「現在、実家で親と同居しているが、結婚を機に自分たちで独立したいと考え、申請人●●●●の祖父が所有する申請地を借り、新居を建築するため。」です。位置図は4ページです。なお、本申請は別申請中の開発許可申請と同日付で許可となることを申し添えます。説

明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を 3 番 ●● ●●委員からよろしくをお願いします。

3 番（●● ●●君）

8 月 6 日に事務局員と現地確認を行いました。位置図の通り、●●●●●の北東部の拾壱ノ割の水田の一部が対象地でございます。水田の西を通る町道に直面する一角を転用するものです。●●●も近く、住宅団地も近在することですから、周辺への影響はさして無いものと思います。以上です。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第 2 2 号・番号 1 については許可相当としたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】



議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第22号・番号2については許可相当としたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第22号・番号2は許可相当と決定されました。

続いて番号3を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書6ページから8ページをご覧ください。番号3から番号9については、関連する案件でありますので、併せてご説明いたします。

まず番号3について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島字山川下●●●●番●、地目が田、面積が183㎡で、農地区分は第2種です。譲渡人は岡山市北区京橋町●番●●号にお住いの●● ●●さん、早島町早島●●●番地にお住いの●● ●●さん、岡山市南区中畦●●●番地にお住いの●● ●●さん、譲受人は岡山市南区洲崎●●●●●番●●号 ●●●●●●●●







議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので議案第22号・番号3から9については許可相当と決定したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第22号・番号3から9については許可相当と決定されました。

続いて番号10を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書10ページをご覧ください。番号10について、権利の種類は使用貸借権の設定です。農地の所在は早島字小山辺●●●●番●、地目が田、面積が440㎡、早島字小山辺●●●●番●、地目が田、面積が315㎡、早島字小山辺●●●●番●、地目が田、面積が521㎡で合計3筆、1276㎡で、農地区分は第1種です。貸主は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さん、借主は岡山市北区北長瀬本町●●番地●●号の●●●● ●●● ●●● ●●● ●●● ●●● ●●●さんです。転用目的は露天資材置場で申請事由は「県道改良に伴う22kv早島中庄線支障移転工事において、資材等の仮置き場として使用するため。」です。本議案は一時転用の申請であり、備考欄の通り、転用期間は許可日から令和3年12月20日までとなっております。位置図は11ページです。一時転用でありますので原状復帰後は会長含め関係委員さんと復帰状況を確認したいと思います。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を7番 ●● ●●委員からよろしくをお願いします。

7番（●● ●●君）

8月5日に現地確認を行いました。場所は●●●●の敷地のすぐ南側です。この土地は3筆あるのですが、現状は一番東側の●●●●番●のところは、昔倉庫が建っていたようで、コンクリート土間が残っています。その西側の●●●●番●のところは建設残土のようなものが入れられており、田んぼのようにはなっていません。一番西側の●●●●番●のところは今は雑草地となっています。一時転用ということで、いつごろからこういう状態になっていたかはわかりませんが、復元するときには、田んぼの状態に戻すように指導したほうが良いのではないかと思います。そのすぐ南側の田んぼも耕作放棄地のようで、草がぼうぼうで生えております。今後将来開発されるためにそうなっているかはわからないのですが、水田として利用できるように復元するように指導すべきだと思います。以上です。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

6番（●● ●●君）

事務局に聞くのですが、先ほど●● ●●委員からご説明いただいた通り、ここが既に田んぼではない状況のまま一時転用が行われるということですが、復帰後は復帰の確認をしておっしゃられたのですが、原状復帰とはどういう形で原状復帰をさせるのか。法的に、先ほど●● ●●委員がおっしゃられた田んぼの形で復帰させることができるのかお伺いしたのですが。

事務局（●● ●●君）

この農地には、所有者の●● ●●さんが以前農業用倉庫を建てていた跡

地になっています。法律上農業用倉庫を倒した場合に農地に戻さなければならない義務までは●●さんにはありません。今回、原状復帰の確認をする場合、現時点の状態に戻していることを確認するしかないと考えています。今回の一時転用が終わった後、現状よりも田んぼに戻すようには言えないかと思います。

6番（●● ●●君）

現況地目は田なのですから、一時転用業者へ現況地目の通りにするように指導するのは可能なのではないのでしょうか。

事務局（●● ●●君）

今回の場合ですと、一時転用業者の●●●さんが今の状態に復帰した後に、●●さんに農地として使うのか別の用途で使うのかどうかははっきりするように農業委員会から指導すべきかと。

事務局（●● ●●君）

よろしいでしょうか。●●委員さんの話で言うと、当然●●●さんには一時使用の転用でありますので、現在の状態に復帰していただきます。

6番（●● ●●君）

現況地目ではなく現状ということでしょうか。

事務局（●● ●●君）

現状ということです。工藤組さんに戻していただいた上で、その後、●●さんには今後どういう風に使われるのか、という指導になると思います。

議長（●● ●●君）

他にありませんか。

3番（●● ●●君）

原状復帰というのは、現在の状態に復帰させることでよいのでしょうか。

事務局（●● ●●君）

そうです。

3番（●● ●●君）

永久転用にならないように、元の状態に戻させるということですね。

事務局（●● ●●君）

はい。

3番（●● ●●君）

わかりました。

議長（●● ●●君）

他にありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

7番（●● ●●君）

農地区分のことを調べてみたのですが、第1種農地というのは、およそ10ヘクタール以上の規模の農地で、土地改良事業の対象となった生産性の高い良好な営農条件の農地がこれに当たると。原則永久転用は不許可であるとありました。ここの農地をどう使うのかの指導は大切であると思いますので、事務局には指導をよろしくお願いします。

議長（●● ●●君）

他にありませんか。

【質問、意見なし】



年6月30日までになっていて、ここで合意解約されたということですが、農地法第18条第6項は農地中間管理機構が借り受けた場合の解約規定になっておりますが、どういう経緯なのでしょう。

事務局（●● ●●君）

第6回農業委員会において、基盤強化法第18条の規定により貸借権設定を行ったところですが、●●●● ●●●●●●●●●●の代表者の● ●●さんから法人を解散すると連絡がありました。現在設定している貸借権も解約する必要があると説明し、解約通知を提出いただいた次第です。

6番（●● ●●君）

会社を解散するため解約するということですが、農地法第18条第6項が適用されるのでしょうか。

事務局（●● ●●君）

賃貸借の解約は本来許可が必要なのですが、農地法第18条6項は当事者が合意した場合は農業委員会に通知するだけでよいとなっております。

6番（●● ●●君）

わかりました。

議長（●● ●●君）

● ●●さんという方を存じ上げないのですが、農機具メーカーに勤めていた人ですか。その人がトマトを作っていると聞いたのですが。

事務局（●● ●●君）

農機具メーカーに勤めていたかはわかりませんが、トマトを作っておられる方です。今ここにはトマトのハウスがあるのですが、●●●●●●●●●●さん名義で作っておられましたが、解散に伴い、今後は● ●●さん名義でトマトを作っていくそうです。



議長（●● ●●君）

おいくつぐらいの方でしょうか。

事務局（●● ●●君）

80代半ばだったかと思います。

議長（●● ●●君）

わかりました。

議長（●● ●●君）

他にありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、以上で報告第9号を終わります。

それでは、その他について事務局からお願いします。

事務局（●● ●●君）

次回の農業委員会は9月10日（金）10時からを予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付致しますのでよろしくお願い致します。

事務局（●● ●●君）

農業委員会が終わった後、新しい体制となりましたので、各委員さんの担当地区について説明させていただければと思います。

議長（●● ●●君）

それではここで閉会したいと思います。

以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。

令和3年第8回早島町農業委員会を閉会いたします。